

**2025年版
ユーキャンの社労士 過去&予想問題集
法改正に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記載内容について、法改正に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

●お知らせ

1. 下記は、本書の記載内容について、令和6年9月1日より後に公布された法令等であって、令和7年度試験の対象となるもの（令和7年4月11日現在施行のもの）についての変更箇所です。
2. 条文番号の変更については、原則として、記載を省略しています。

■「第20版 第1刷（2024年10月25日）」をお持ちの方

★【本編】

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
25	法改正のポイント 網掛け内 1行目	令和6年6月から～	令和6年6月及び令和7年4月から～	2025.5.30
40	【3】標準負担額の改正 タイトル	【3】標準負担額の改正（R6.6.1適用）	【3】標準負担額の改正（R6.6.1、R7.4.1適用）	2025.5.30
	1行目	～食費に係る負担額が10円～ <u>30</u> 円引き上げられました～	～食費に係る負担額が10円～ <u>50</u> 円引き上げられました～	
	4行目	～、原則「1食につき <u>490円</u> （従来は460円）となりました。	～、原則「1食につき <u>510円</u> （従来は460円、令和6年6月から令和7年3月までは490円）となりました。	
305	問題122／解説C 3行目	～起算して 8週間を経過する日 から～	～起算して 8週間を経過する日 （同一の子について2回目の出生時育児休業をした場合には当該2回目の休業を終了した日、同一の子について出生時育児休業をした日数が通算して28日に達した場合には当該28日に達した日）の翌日から～	2025.5.30
496	問題215／問題B 3行目	～にあっては、1食につき <u>490円</u> であり、～	～にあっては、1食につき <u>510円</u> であり、～	2025.5.30
497	問題215／解説B 2行目～	～1食につき <u>490円</u> （小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者にあっては <u>280円</u> ）～	～1食につき <u>510円</u> （小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者にあっては <u>300円</u> ）～	2025.5.30
782	【問6】 解答 C	② <u>490円</u>	② <u>510円</u>	2025.5.30
	解説2表	表を 健保:別紙1 の内容に変更してください。		

所得区分		食費／1食
一般所得者	下記以外	510円
	小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者	300円
低所得者Ⅱ	減額申請を行った月以前の 12カ月以内の入院日数	90日以下 90日超
		240円 190円
低所得者Ⅰ		110円

★【予想模擬試験問題編】

頁	該当箇所	改正前	改正後	公開日
15	問6／選択肢②	② 490円	② 510円	2025.5.30